

大垣市第3次食育推進計画

平成30年3月

大垣市

はじめに



「食」は生命の源であり、すべての人が生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくためには、毎日の健全な食生活の実践が重要です。

近年、社会全体の食への関心は高まっていますが、食を大切にする意識が希薄になり、家族揃って食事をする機会の減少や、朝食欠食、不規則な食事による生活習慣病の増加など、依然として多くの課題を抱えています。

このような状況を踏まえ、このたび、平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とする「大垣市第3次食推進計画」を策定いたしました。

平成20年に策定した第1次計画より「『食』が育む 豊かな心 健康な体 家庭と地域」を基本理念に掲げ、食育に取り組んでまいりました。第3次計画となる本計画におきましても、その理念を継承し、市民の皆様や関係諸団体の皆様と連携して食育に取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、大垣市第3次食育推進計画の策定にあたりまして、多くの貴重なご意見をいただき、熱心にご審議いただきました大垣市食育推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

大垣市長 小川 敏

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1

第2章 食に関する現状と課題

1	アンケート調査結果の概要	2
2	大垣市の食に関する現状と課題	3
3	大垣市第2次食育推進計画の評価	13

第3章 食育推進の基本的な考え方

1	基本理念	14
2	基本目標	14
3	食育の取組み体系	16

第4章 食育推進の取組み

1	基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む	19
2	基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる	21
3	基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める	24

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の目標	27
2	計画の推進体制	28
3	計画の実践	28

資	料	29
---	---	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

大垣市では、食育基本法や、国の「食育推進基本計画」および県の「岐阜県食育推進基本計画」を踏まえ、平成20年3月に「大垣市食育推進計画（平成20年度～平成24年度）」（以下「第1次計画」という。）を、平成25年3月に「大垣市第2次食育推進計画（平成25年度～平成29年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、食育を推進してきました。

この取組みにより、第1次計画では、学校給食への満足度が上昇したほか、食べ残しを減らす努力をする家庭が増えるという成果を得ました。また、第2次計画では、小中学生の好き嫌いの減少や、食育への関心度の上昇という成果と、様々な食育推進の担い手による主体的な取組みや、担い手の連携・協力による事業展開が図られました。

しかし、食塩の過剰摂取、若い世代にみられる野菜の摂取不足や朝食の欠食など、食習慣の乱れからくる肥満や糖尿病等の生活習慣病についても、課題が依然としてあります。また、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は重要であり、食育の観点からも積極的な取組みが必要です。

この「食」に関わる課題に引き続き対応していくため、大垣市第3次食育推進計画を策定し、家庭や地域で食育が実践されるよう計画を推進していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法18条に基づく「市町村食育推進計画」です。

「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、「大垣市第二次地域保健計画」「大垣市第二次子育て支援計画」など市の関連計画、ならびに「第3次食育推進基本計画（国）」、「第3次岐阜県食育推進基本計画」との整合性を図り策定し、推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度～平成34年度の5年間とします。

第2章 食に関する現状と課題

1 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

市民の食育に対する意識や関心、日頃の食生活等を把握し、「第2次計画」の評価、及び「大垣市第3次食育推進計画」策定の基礎資料とすることを目的として、調査を実施しました。

(2) 調査対象、調査方法、調査期間

	調査対象	調査方法	調査期間
一般	20歳以上の市民及び 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人	郵送による配布・回収	平成28年6月20日 ～ 平成28年8月10日
幼児	3～5歳の公立保育園児の保護者	園を通じて配布・回収	
小学生	小学4年生の保護者	学校を通じて配布・回収	
中学生	中学2年生		

注：小学生、中学生は同じ調査票を使用

(3) 回収結果状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般	5,000通	3,604通	72.1%
幼児	2,100通	1,805通	86.0%
小学生	625通	551通	88.2%
中学生	675通	573通	84.9%

(4) 調査結果の表示方法

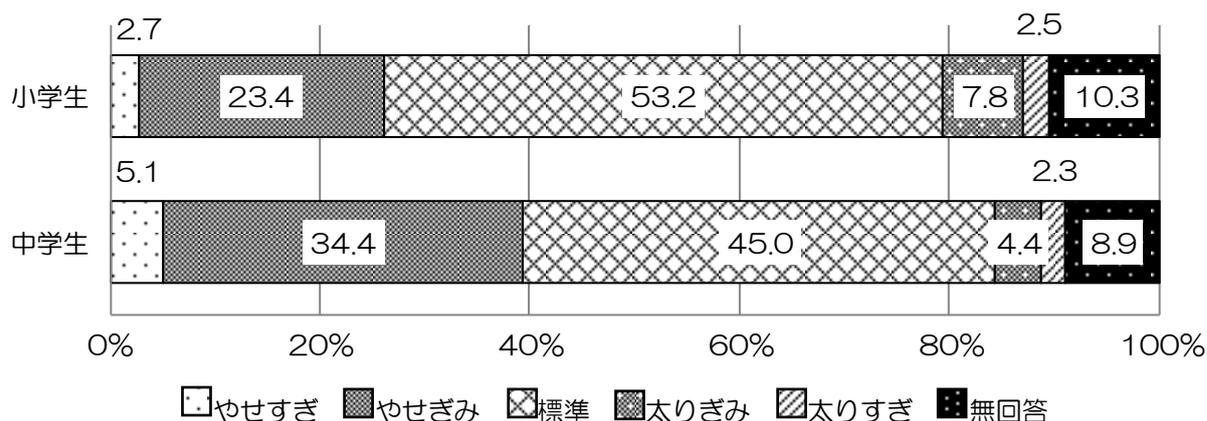
回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

2 大垣市の食に関する現状と課題

(1) 身体の状態

小中学生のローレル指数をみると、「やせすぎ」および「やせぎみ」を合わせると、小学生では26.1%が、中学生では39.5%が“やせ”と判定されます。適正体重の周知など正しい健康観を身につけることが必要です。

【ローレル指数】

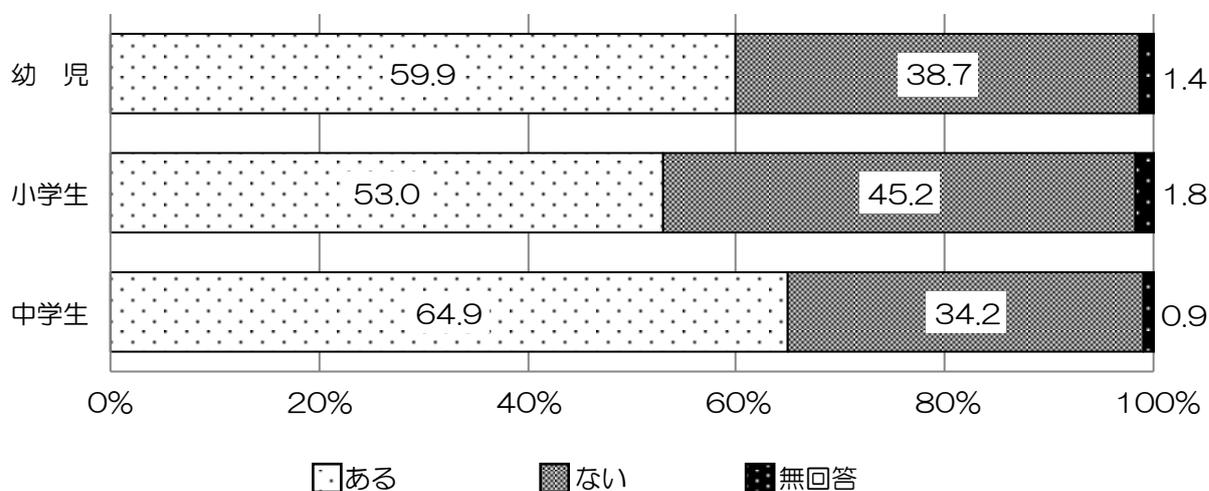


(2) 農業体験のある子ども

農業体験のある子どもの割合は、幼児が59.9%、小学生が53.0%、中学生が64.9%となっています。

農業体験を通じて、「食育」の大切さを若い世代、子育て世代へ普及・啓発していく取組みが必要です。

【農業体験の有無】



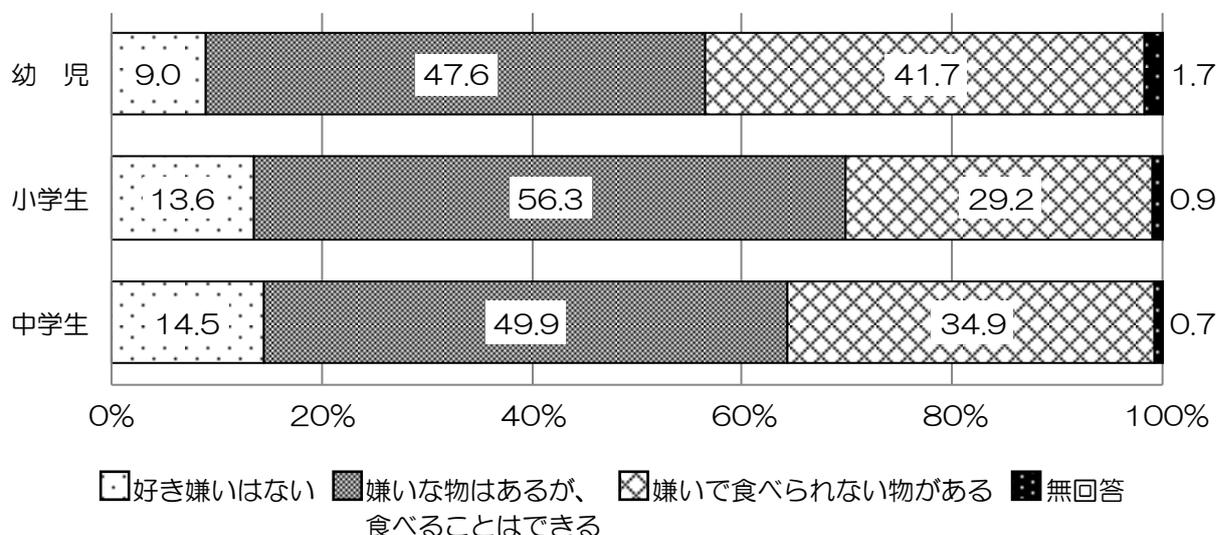
(3) 好き嫌いのある子ども

「嫌いで食べられない物がある」子どもの割合は、幼児が41.7%、小学生が29.2%、中学生が34.9%となっています。

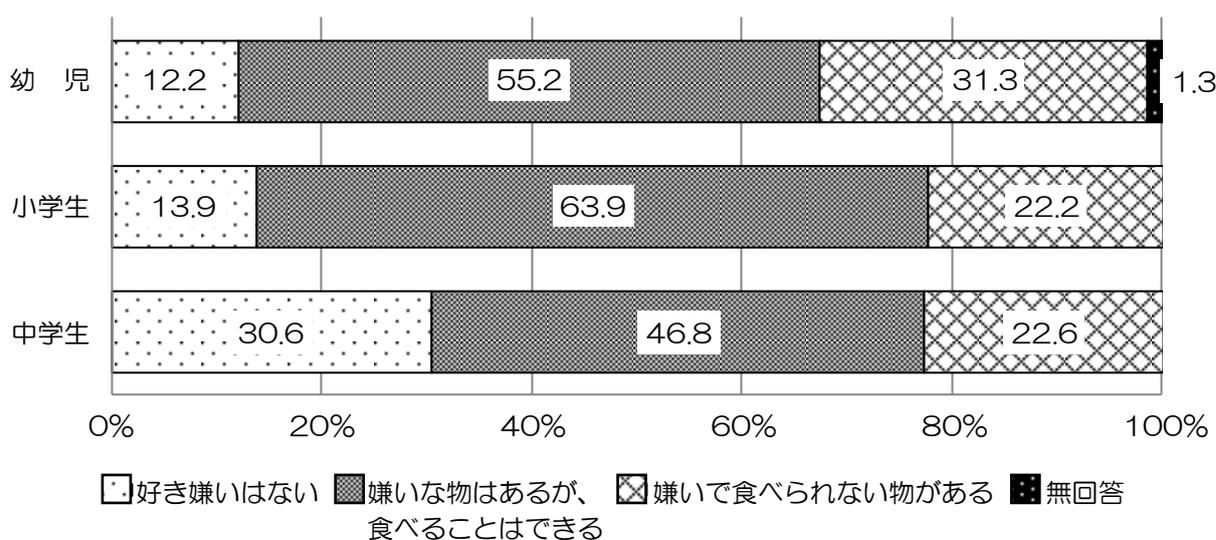
また、一緒に料理をしたり、食事の手伝いをよくする子どもほど、「嫌いで食べられない物がある」の割合が低くなっています。

このことから、子どもの頃から料理の体験をすることが大切であることがうかがえます。家庭で料理をする機会の重要性について働きかけを行い、地域でも調理の体験ができる場の充実を図ることが必要です。

【好き嫌いの有無】



【一緒に料理をしたり、食事の手伝いをよくする子どもの好き嫌いの有無】

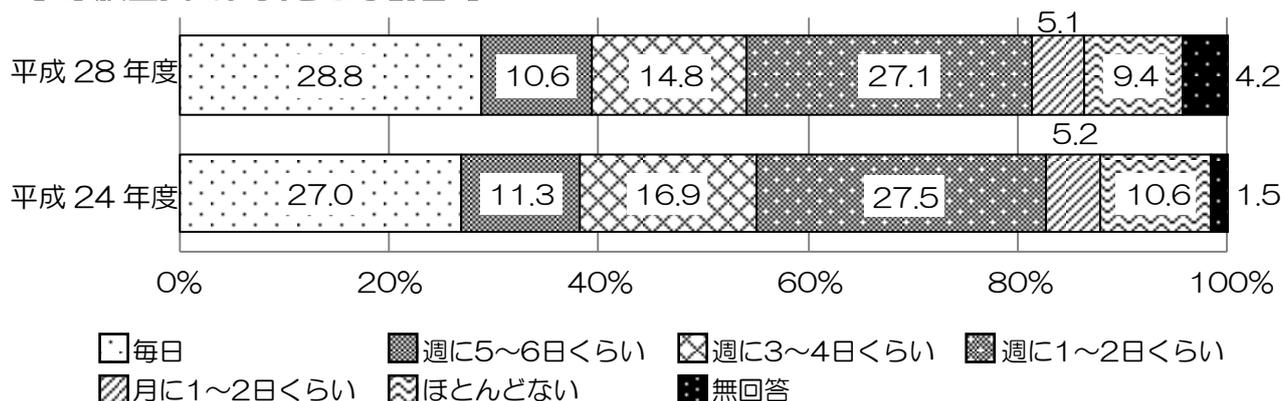


(4) 家族全員での食事（共食）

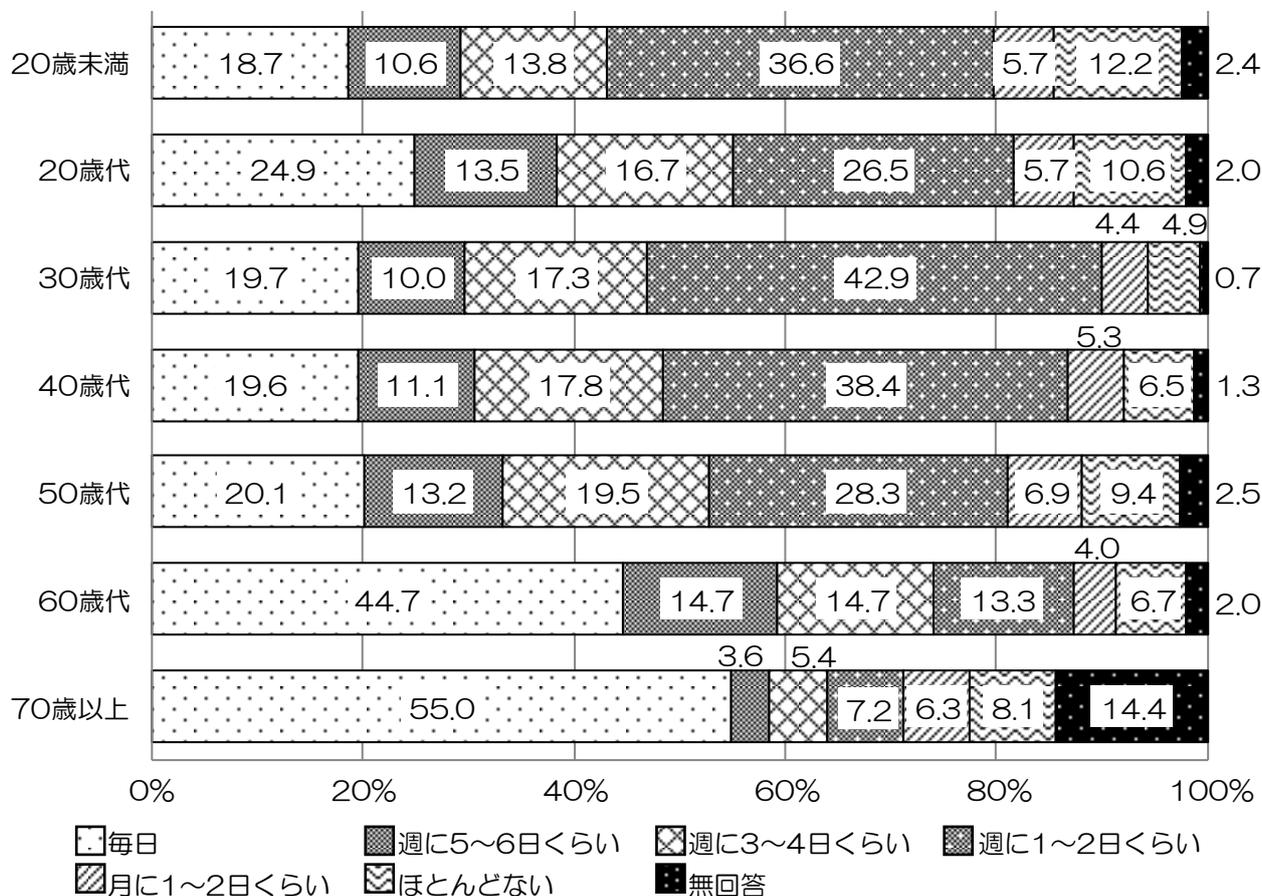
週に1日以上家族全員で夕食をとる人の割合は、81.3%で前回調査より減少していますが、毎日家族全員で夕食をとる人の割合は、28.8%で前回調査より増加しています。

年齢別で見ると、70歳以上が、他の年代に比べ、「毎日」の割合が高くなっています。また、20歳未満から50歳代で「週に1～2日くらい」の割合が最も高くなっています。家族一緒に食事をすることの大切さを普及・啓発することが重要です。

【 家族全員で夕食をとる割合 】



【 家族全員で夕食をとる割合 年齢別 】



(5) 朝食の欠食

毎日朝食を食べていない人の割合をみると、幼児が5.0%、小学生が5.4%、中学生が8.0%となっています。また、一般のうち、男性20歳代が32.1%、女性20歳代が30.6%となっています。

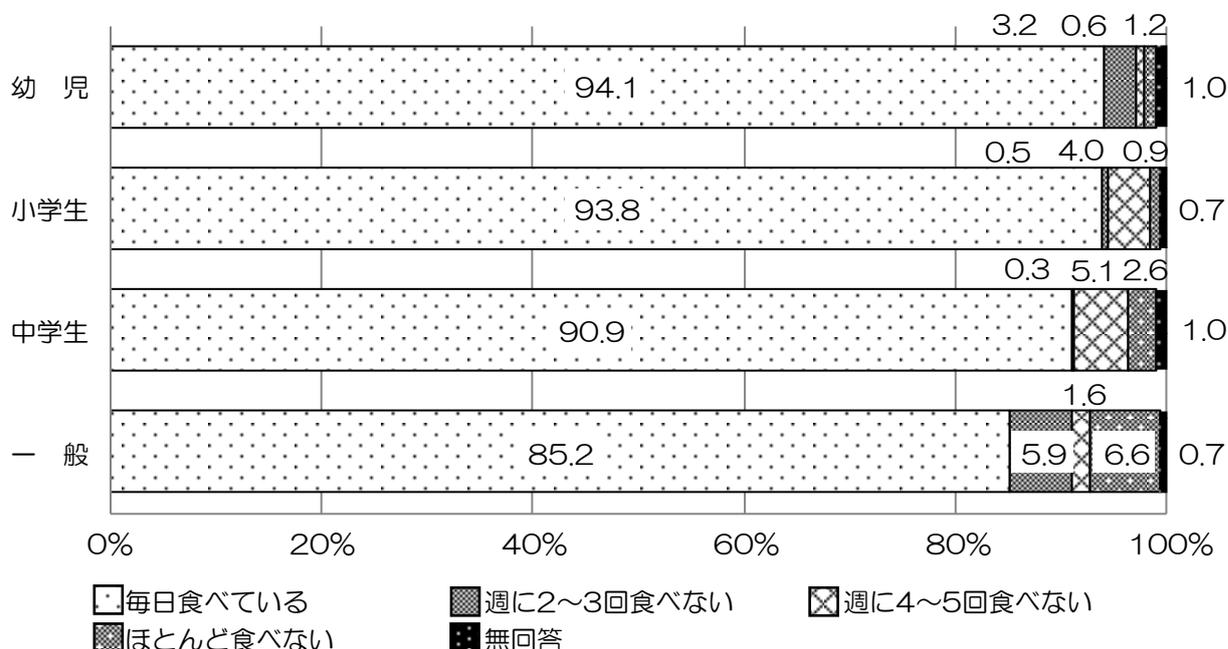
毎日朝食を食べない理由については、「時間がない」と「食欲がない」の割合を合わせると、幼児が76.5%、小学生が83.3%、中学生が78.3%、一般が54.2%となっています。

このことから、生活習慣の乱れが、朝食の欠食につながっていることが考えられるため、幼い頃から「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を身につけることが必要です。

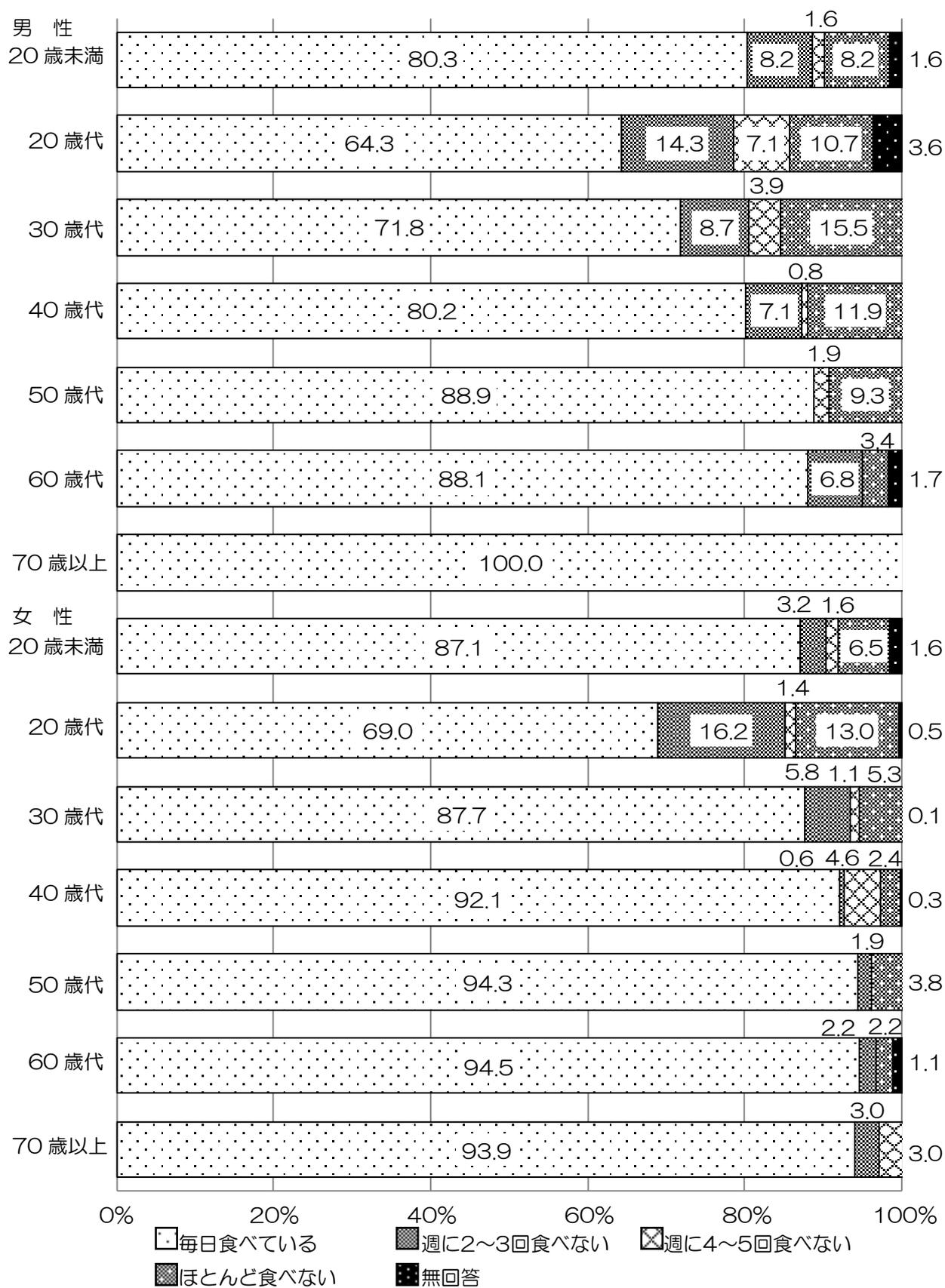
朝食の欠食と生活習慣との関係

朝食の欠食には、夕食を食べる時刻や夜食の有無、就寝時刻、睡眠時間、起床時刻など多くの生活習慣が関係しています。このような悪循環となっている生活習慣全体を見直すことで朝食欠食の習慣を改善することができると考えられます。

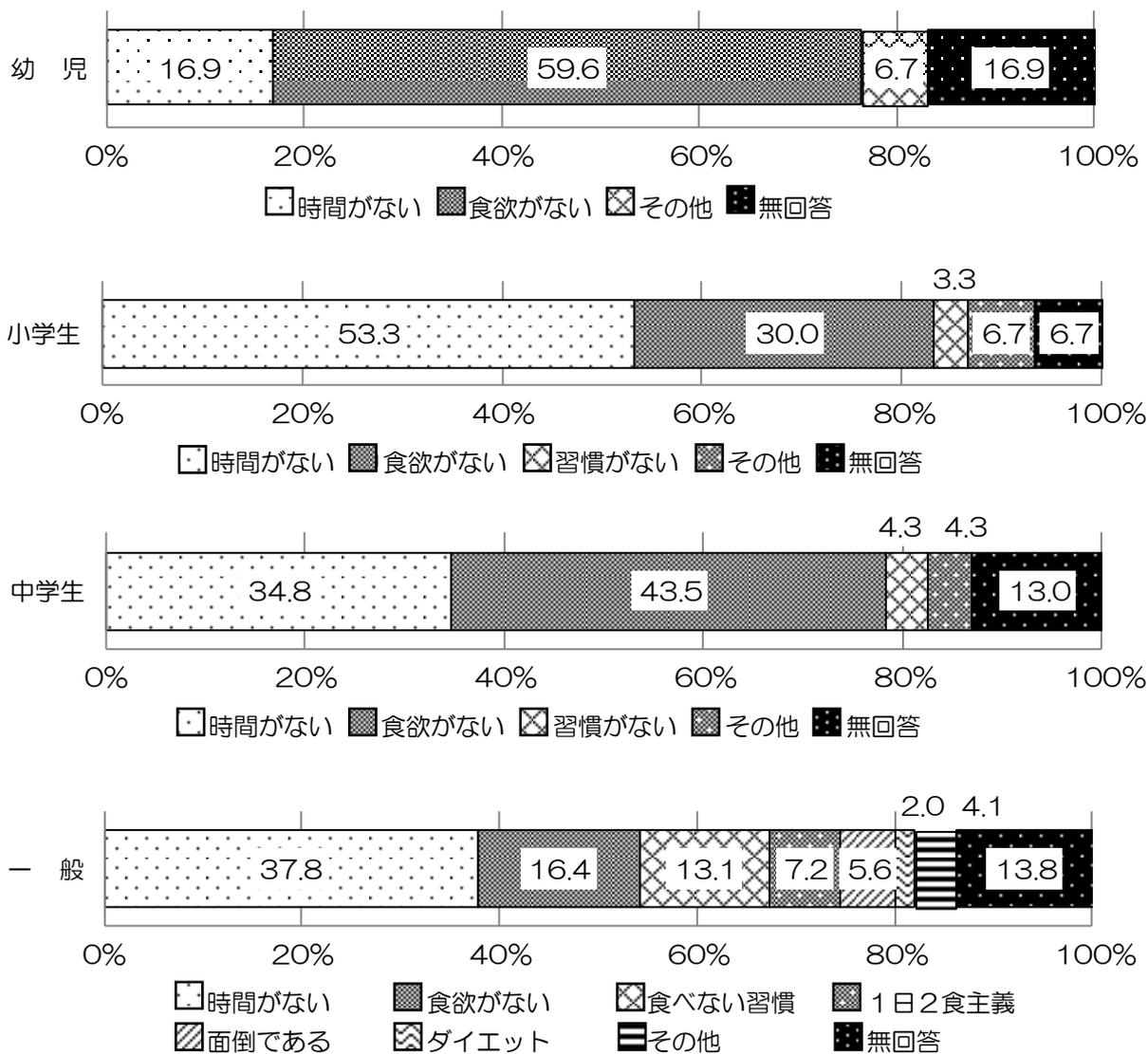
【 朝食の欠食率 】



【朝食の欠食率 性別・年齢別】



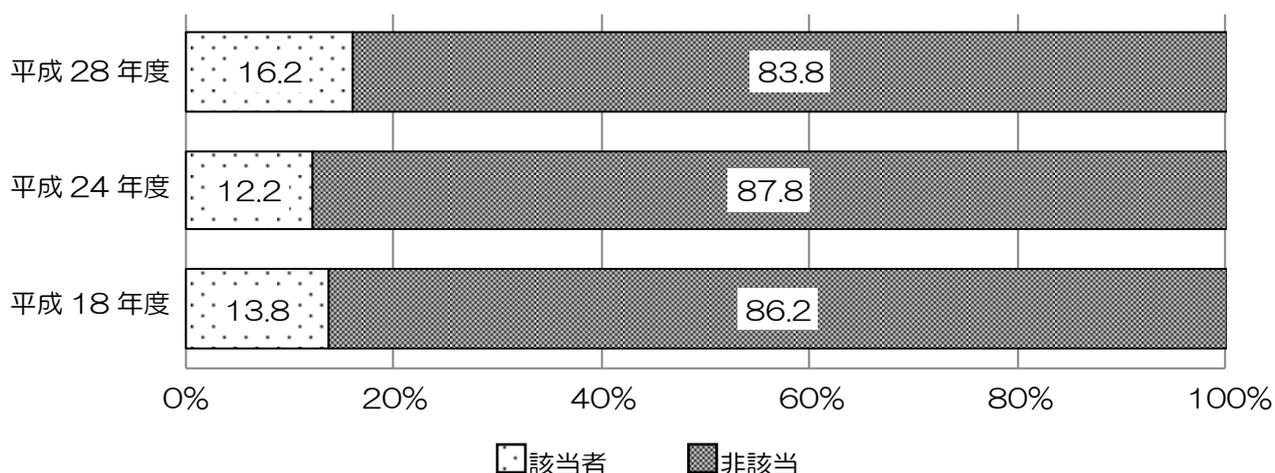
【 毎日朝食を食べない理由 】



(6) メタボリックシンドローム該当者

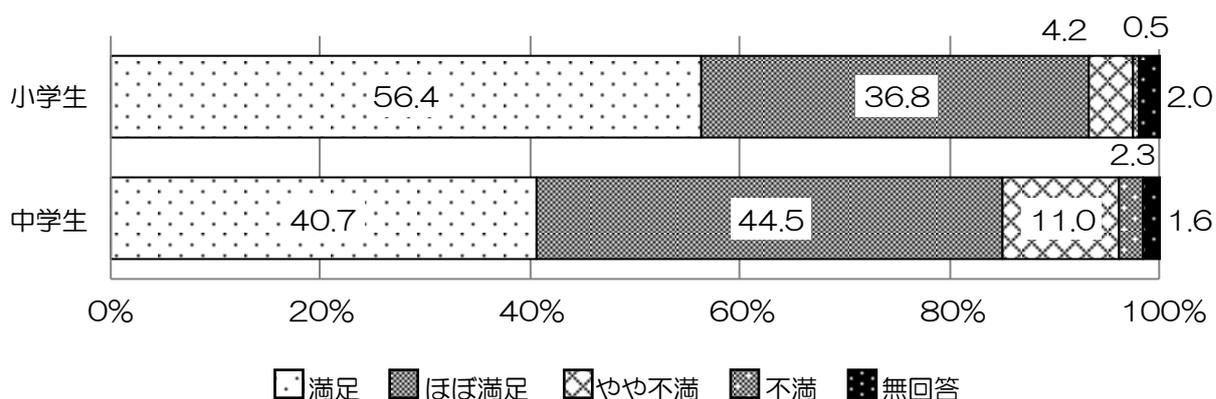
国民健康保険の特定健康診査におけるメタボリックシンドローム該当者の割合は、16.2%で、前回調査より増加しています。

生活習慣病の発症を予防し、健全な食生活の実践につながる取組みが必要です。

【メタボリックシンドローム該当者の割合】**(7) 給食の満足度**

学校給食を「満足」あるいは「ほぼ満足」としている人の割合は、小学生 93.2%、中学生 85.2%となっています。

今後も、食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ることが必要です。

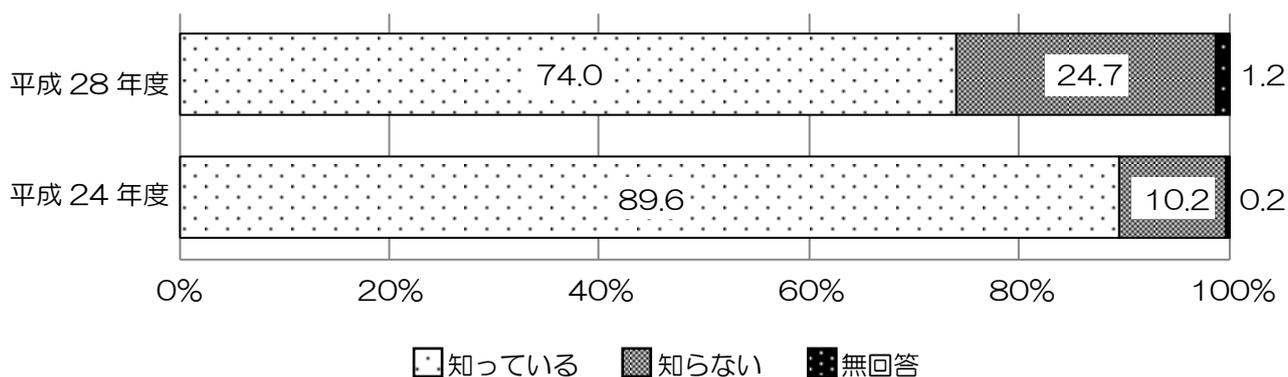
【給食の満足度】

(8) 地産地消

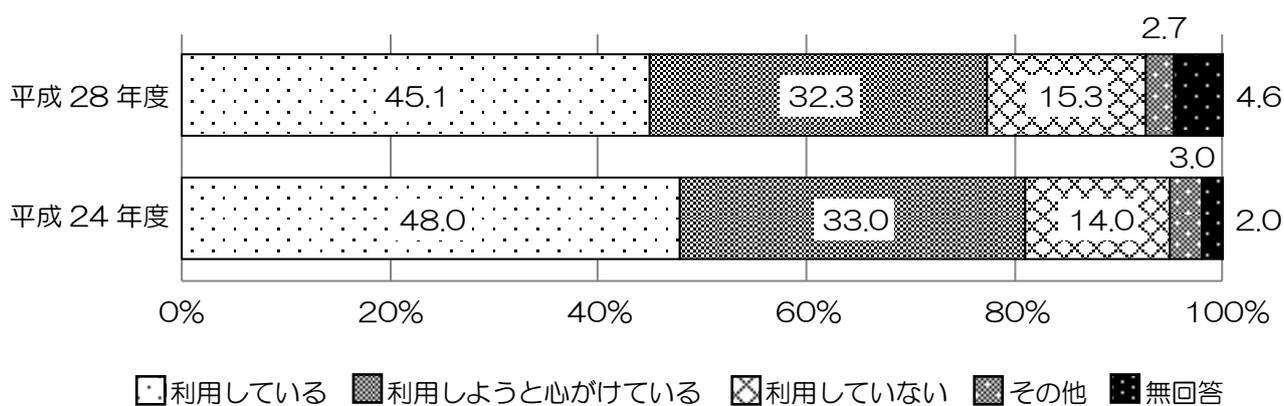
地域の農産物を知っている人の割合は74.0%、地域の農産物を利用している人の割合は45.1%で、いずれも前回調査より減少しています。

地域の農産物を地域で消費できるように、普及・啓発を図ることが必要です。

【 地域の農産物を知っている人の割合 】



【 地域の農産物を利用している人の割合 】

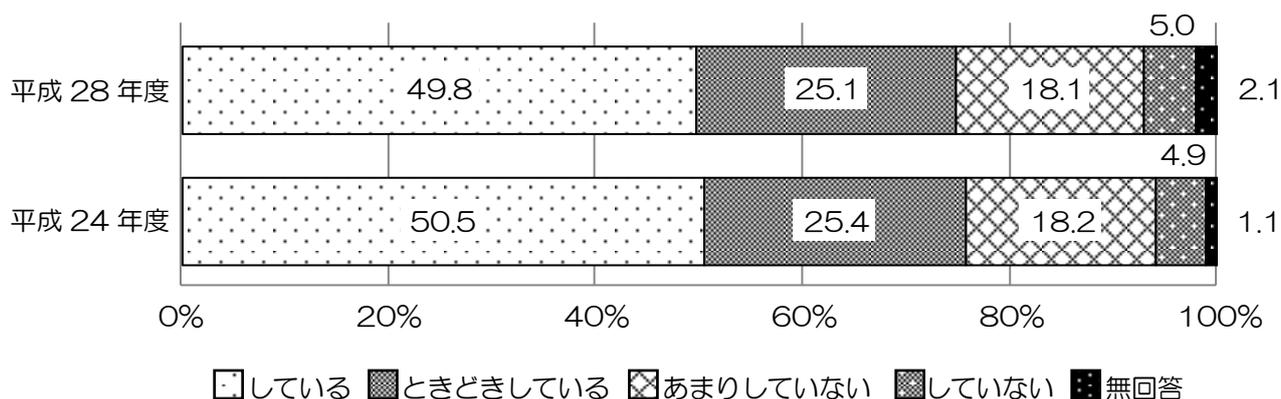


(9) 食べ残しを減らす努力

食べ残しを減らす努力をしている人の割合は49.8%で、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」の気持ちを育むなど、食の環境に配慮した取組みが必要です。

【 食べ残しを減らす努力をしている人の割合 】



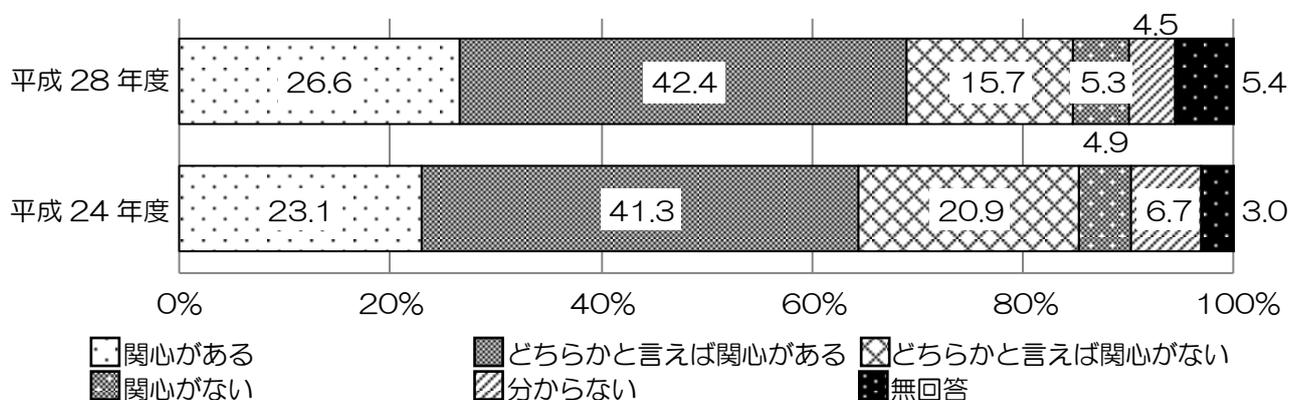
(10) 食育への関心

食育に「関心がある」と「どちらかと言えば関心がある」を合わせた“関心がある”人の割合は、69.0%で、前回調査より増加しています。

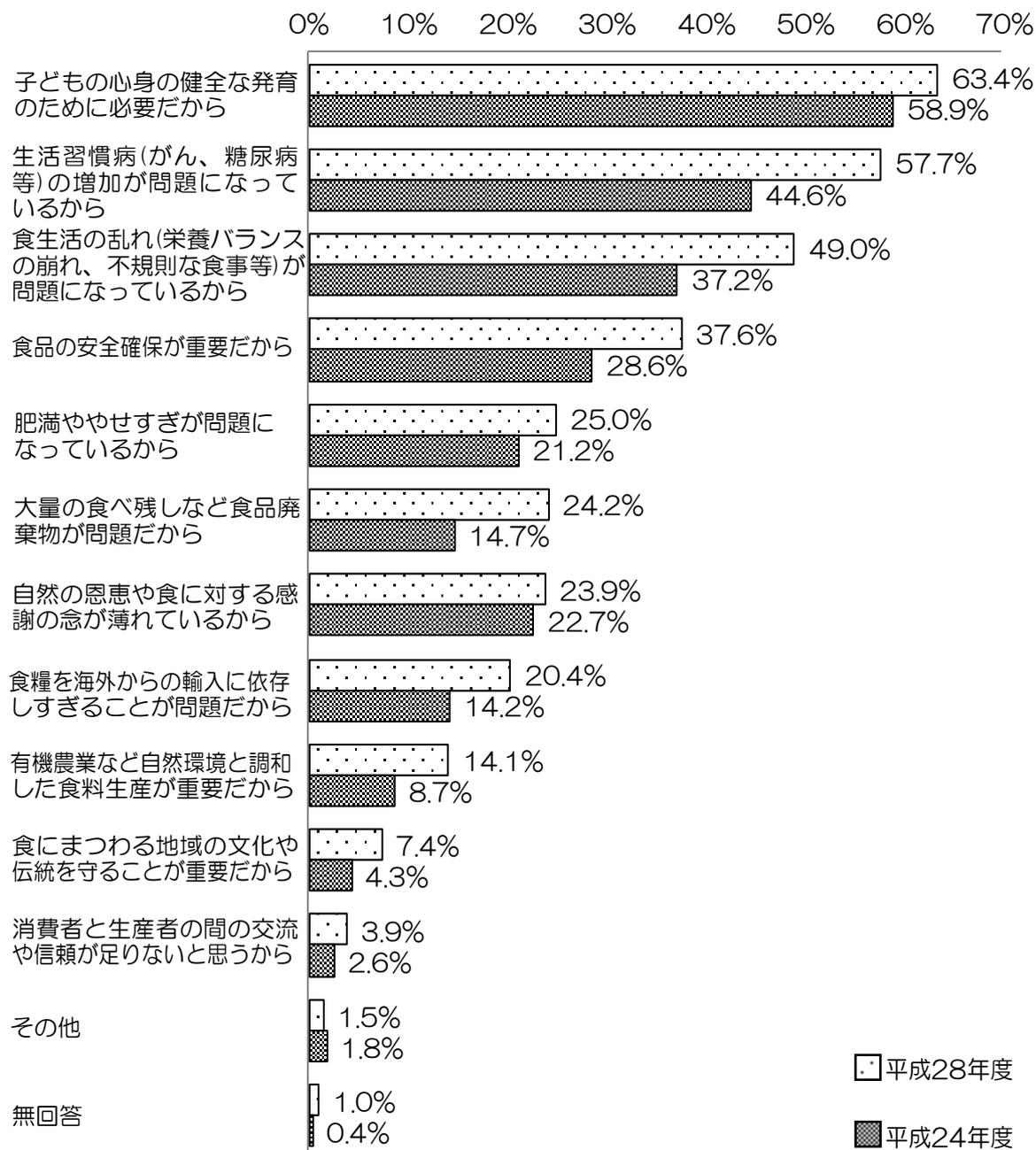
また、「関心がある」と「どちらかと言えば関心がある」を回答した人の食育に関心がある理由は、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」が63.4%と最も高く、次いで「生活習慣病（がん、糖尿病等）の増加が問題になっているから」が57.7%、「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）が問題になっているから」が49.0%となっています。

引き続き、多くの人に食育に関心を持ってもらえるよう、啓発することが必要です。

【 食育への関心 】



【 食育に関心がある理由 】



3 大垣市第2次食育推進計画の評価

第2次計画では、計画の進捗と評価を行うため、9項目18指標を目標指数として掲げました。

指標のうち目標達成は1指標となっています。目標指標に達しなかったものの第2次計画策定時より改善がみられた指標は6指標、後退した指標は11指標となっています。

基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む

指標項目	基準値 (平成24年度)	第2次計画 目標値	現状値 (平成28年度)	評価
農業体験のある子どもの割合	幼児	70%以上	59.9%	後退
	小学生		53.0%	後退
	中学生		64.9%	後退
好き嫌いのある子どもの割合	幼児	25%以下	41.7%	後退
	小学生		29.2%	改善
	中学生		34.9%	改善
家族全員で夕食をとる割合（週1日以上）	82.7%	95%以上	81.3%	後退

基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる

指標項目	基準値 (平成24年度)	第2次計画 目標値	現状値 (平成28年度)	評価
朝食の欠食	20歳代男性	30%以下	32.1%	改善
	20歳代女性	10%以下	30.6%	後退
	幼児	0%	5.0%	後退
	小学生	0%	5.4%	後退
	中学生	0%	8.0%	改善
メタボリックシンドローム該当者の割合*1	12.2%	12.2%	16.2%	後退
給食の満足度	小学生	95%以上	93.2%	改善
	中学生	85%以上	85.2%	達成

基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める

指標項目	基準値 (平成24年度)	第2次計画 目標値	現状値 (平成28年度)	評価
地域の農産物を知っている人の割合	89.6%	90%以上	74.0%	後退
食べ残しを減らす努力をしている人の割合*2	50.5%	60%以上	49.8%	後退
食育への関心	64.4%	80%以上	69.0%	改善

幼児：3～5歳

小学生：平成24年度は3・4年生 平成28年度は4年生のみ

中学生：2年生

*1：国民健康保険の特定健康診査における該当者の割合

*2：食べ残しを減らす努力を「している」と回答した人の割合

第3章 食育推進の基本的な考え方

1 基本理念

「食」が育む 豊かな心 健康な体 家庭と地域

すべての市民が、生涯を通じて心身ともに健康な状態であるためには、正しい食の知識や健康的な食事を選択する力が重要であり、望ましい食生活の習慣を定着させることが大切です。

本計画では、市民一人ひとりが様々な食に関する体験を重ねることで、心身の健康に関わる正しい知識等を身に付け、感謝の気持ちや食を取り巻く環境に理解を深め、家庭において健全な食生活を実践できるよう、豊かな心と健康な体を育むための取組みを推進し、地域や社会全体で支援していくことを目指しています。

そこで、本市が推進する食育の考え方を「『食』が育む 豊かな心 健康な体 家庭と地域」と表し、この計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の基本目標を掲げ、取組みを推進していきます。

基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む

「食」について学ぶ最も身近な場所は家庭の食卓であり、家族がそろって楽しく食卓を囲む「共食」は、食育を進めるうえでとても大切な時間と場になります。

「共食」により、食事の作法やマナー、「食」に対する感謝の気持ちや食文化などを親が子どもに伝えることで、「食」に関するよい習慣や正しい知識を身につけることができます。健全な食生活の実践と食習慣の確立は、本来「家庭」での役割です。

しかし、ライフスタイルの変化等により、家庭における食育の実践が困難になってきています。

そこで、幼保園・保育園・幼稚園、学校、地域、関係団体等が連携して、望ましい食習慣と豊かな心を持った子どもが育つよう、家庭における食育を支援していきます。

また、子どもの時から「共食」を通して基本的な食習慣を身につけ、食事の自己管理能力を養うことができるよう、正しい知識を学び、さまざまな食体験ができる取組みを推進します。

基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる

私たちが健やかに過ごしていくためには、規則正しい生活と、望ましい食習慣が不可欠です。

子どもの頃に、規則正しい生活リズムを確立し、家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣を身に付けることは、生涯にわたって心身ともに健やかに過ごすための基礎となることから、家庭における食育が重要となります。うす味や栄養バランスのよい食事などは、生活習慣病の発症予防につながることから、栄養に関する知識の啓発を進める必要があります。

妊娠期においては、母の健康と子どもの発育のために、家族を含めた食生活の見直しができるよう支援していきます。

幼保園・保育園・幼稚園、小中学校においては、子どもたちが健康な体を作ることができるよう適正体重の理解と、成長期に必要な栄養を確保するための正しい食生活の重要性について指導に努めます。

また、メタボリックシンドロームなど生活習慣病の発症予防や改善には、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。適切な食事をとり、適正体重の維持や減塩の推進、野菜不足の解消など、健全な食生活の実践に向けた正しい知識の普及・啓発を図ります。

さらに、高齢者が、いつまでも健康でいきいきとした生活を送るためには、加齢に伴う身体機能の低下を防ぎ、生活機能の自立を図る必要があります。そのためには、適切な食事をとり、要介護のリスク要因となる「低栄養状態」を予防することが重要です。

高齢者が自らの食生活をふり返り、その気づきに応じたセルフケアに取り組めるよう低栄養予防に関する正しい知識の普及・啓発を図り、健康づくりと介護予防を推進します。

基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める

伝統的な食文化である和食は、栄養バランスのとりにやすい食事です。健康で長く暮らしていくためには、その優れた特色を持つ日本型食生活を取り入れることが大切です。

そのため、地域の力を活用した食育活動を通じて、和食や豊富な水で育まれた地元特産物による料理等の普及に努めるとともに、地域団体や農業関係者等と連携して地産地消を推進します。

また、食に対する感謝の心を育てていくため、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者をはじめとした多くの地域の人々に食が支えられていることについて、理解を深める取組みを進めます。

3 食育の取組み体系

基本理念

「食」が育む 豊かな心 健康な体 家庭と地域

基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む

▼基本施策

1 家庭における食育の推進

▼重点施策

(1) 家族で楽しい食生活の実践

(2) 食に関する体験の充実

▼具体的な施策

- ① 「食育の日」「食育月間」の周知
- ② 共食の普及

- ① 子ども参加型のイベントの充実

2 幼保園・保育園・幼稚園を通じた食育の推進

(1) 園における食育の充実

- ① 食農体験の充実
- ② 親子教室の充実
- ③ 食事の楽しさやマナーの定着の推進
- ④ 園を通じた家庭への情報提供

3 小中学校を通じた食育の推進

(1) 学校教育における食育の充実

- ① 食農教育の充実
- ② 「お弁当の日」の推進
- ③ 親子調理体験会の充実
- ④ 共食の普及
- ⑤ 学校を通じた家庭への情報提供

基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる

▼基本施策

1 望ましい食習慣の確立

▼重点施策

(1) 規則正しい食習慣の推進

▼具体的な施策

- ① 朝食の重要性の普及
- ② 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進

(2) 健康な体をつくる食生活の推進

- ① 妊娠期の栄養指導の充実
- ② 0歳児の栄養指導の充実
- ③ 乳幼児の栄養指導の充実
- ④ 園における食に関する指導の充実
- ⑤ 学校における食に関する指導の充実

(3) 給食の充実

- ① 園における給食の充実
- ② 学校における給食の充実

2 健康寿命の延伸につながる食育の推進

(1) 生活習慣病の予防・改善

- ① 特定健康診査・後期高齢者健康診査の充実
- ② 生活習慣病予防事業の充実
- ③ 減塩等適切な食生活の普及

(2) 高齢者の虚弱と低栄養の予防

- ① 高齢者の食育教室の充実
- ② 高齢者の健康教育の充実
- ③ 配食サービスの推進

基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める

▼基本施策

1 食文化の伝承

▼重点施策

(1) 日本の食文化の普及

(2) 地産地消の推進

▼具体的な施策

① 日本型食生活の普及

① 地元の農産物の普及

② 給食における地元食材の活用促進

③ 地元の農産物を活用した加工品の開発

④ 地元の農産物の販売促進・情報提供

2 食と環境、食の安全

(1) 食品廃棄物の低減

(2) 食の安全・安心の確保

① 食の環境を意識した食育の推進

② 食べ残しの低減

① 食の安全に関する情報提供と知識の普及

② 安全・安心な農作物の生産体制の強化

3 地域における食育活動の推進

(1) 食育を推進するための人材育成

(2) 食育に関する地域活動の推進

① 食育ボランティアの育成

② 食農体験の協力者の発掘

① 食育に関する地域活動の推進

4 食農体験の推進

(1) 農業にふれあう機会の充実

① 市民農園等の充実

② 体験学習の充実

③ 生産者との交流の充実

第4章 食育推進の取組み

基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む

1 家庭における食育の推進

基礎的な食習慣や食の知識を身につけるためには、何よりも家庭における食生活が重要です。家庭は、食事の挨拶やマナーなど食生活に関する基礎を習得するとともに、家族で楽しく食卓を囲むことにより、食育を実践する場となります。そこで、毎月19日の「食育の日」には、家族がそろった食事の普及・啓発を行い、共食を推進します。また、子ども参加型の食のイベントを通じ、料理の楽しさや食への感謝、好き嫌いの克服、食の大切さについて理解を深めます。

(1) 家族で楽しい食生活の実践

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①「食育の日」 「食育月間」の 周知	1	家族で食卓を囲むことの大切さを再確認する機会として、チラシの配布や広報掲載を行い、食育への関心を高め、家庭における食育を推進します。	保健センター
	2	園において、年齢に応じた目標を掲げ、「食育の日」「食育月間」の取組みを実施します。	子育て支援課
	3	「給食だより」を活用し、保護者及び児童生徒に「食育の日」「食育月間」の周知をします。	学校教育課 学校給食センター
②共食の普及	4	食育講座などでのチラシ配布や、広報掲載を行い、共食の普及を推進します。	保健センター

(2) 食に関する体験の充実

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①子ども参加型の イベントの充実	5	食育講座を実施し、親子で一緒におやつを作る喜びを体験する機会を設けるとともに、好き嫌いを克服する方法を提案します。	保健センター
	6	食に関する子ども参加型イベントを充実します。	子育て総合支援センター
	7	地元のお店の料理人から、技を学び食を楽しむ親子参加型の体験講座を開催します。	市民活動推進課

2 幼保園・保育園・幼稚園を通じた食育の推進

幼児期は、家庭生活と同様に幼保園・保育園・幼稚園での生活が食習慣の基礎を培ううえで、重要なものとなります。食農体験や、親子教室などを通じ、食に関する理解を深めます。

また、給食の中で食事の楽しさを実感し、食事の挨拶やマナーの定着を推進します。

(1) 園における食育の充実

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食農体験の充実	8	野菜作りなどの食農体験を通じ、収穫の喜びや料理の楽しさを味わいます。また、食育体験ツアーを実施し、園児とその保護者に食に関する情報を周知します。	子育て支援課
②親子教室の充実	9	保護者と一緒におやつなどを作り、作る喜びを体験するとともに、園で収穫した野菜を家庭に持ち帰り、調理し味わえるようにします。	
③食事の楽しさやマナーの定着の推進	10	おたよりや保護者会、給食試食会を通じ、一緒に食べることの大切さや、子どもと一緒に食事をする中で、食事のマナーや食事の大切さを啓発します。	
④園を通じた家庭への情報提供	11	「給食だより」を通じ、給食のレシピや、旬の食材、食育の情報を家庭に発信します。また、給食試食会などの機会を通じ、普段の給食の様子や、食に関する講話を行い、知識の普及・啓発に努めます。	

3 小中学校を通じた食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣が形成されるよう、小中学校の食農教育を充実し、料理を作る力を育み、食に関する理解を深めます。

また、給食等を通じて共食を普及し、家庭での食事の重要性を啓発します。

(1) 学校教育における食育の充実

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食農教育の充実	12	総合的な学習の時間、学級活動、生活科、技術・家庭科の学習において、食に関する指導を行います。また、米や野菜づくりを通じ見識を広めます。	学校教育課
②「お弁当の日」の推進	13	運動会の予備日などの給食のない日に、児童生徒がお弁当を自分で作る「お弁当の日」を設定し、食についての理解を深めます。	学校教育課

③親子調理体験会の充実	14	夏休み期間中に南部学校給食センターで親子調理体験会を実施し、親子で食についての興味関心を深める場とします。	学校給食センター
④共食の普及	15	給食や宿泊研修などの集団で食事をする機会を通じ、共食についての理解を深めます。	学校教育課
	16	給食試食会や「給食だより」などで、家庭での食事の重要性やその効果について啓発します。	学校給食センター
⑤学校を通じた家庭への情報提供	17	校内放送で食育に関する情報提供を行います。また、給食センターの資料を基に、個別指導を実施します。	学校教育課

基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる

1 望ましい食習慣の確立

共働き家庭の増加、就労時間や就労形態の多様化等により、「欠食」や「孤食」、「個食」、栄養バランスの偏りが問題となっています。健康と食に関する正しい知識を普及し、「食」の大切さへの理解を深め、心身ともに健康な体づくりを目指します。

また、乳幼児期の食事は、生涯にわたる食習慣の基礎となり、健康な体をつくるうえでも重要な役割を担っています。そのため、妊娠期から食育の重要性を認識し、自分自身や家族の食生活の見直しができるよう、知識の普及に努めます。

(1) 規則正しい食習慣の推進

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①朝食の重要性の普及	18	乳幼児健康診査、食育講座などで、朝食を毎日食べることの重要性を啓発し、朝食欠食率の減少を目指します。	保健センター
	19	朝食調査を実施するとともに、朝食を毎日食べることの重要性を啓発し、PTAと連携し朝食欠食率の減少に努めます。	学校教育課
	20	給食試食会や「給食だより」、校内放送を通じ、家庭と児童生徒へ朝食の重要性を啓発し、朝食欠食率の減少に努めます。	学校教育課 学校給食センター
②「早寝・早起き・朝ごはん」の推進	21	4・5歳児の家庭に「生活リズムカード」を用いて、朝食を毎日食べることの重要性を啓発します。	子育て支援課
	22	早寝・早起き・朝ごはんのパンフレットを配布し、規則正しい食習慣を推進します。	学校教育課

(2) 健康な体をつくる食生活の推進

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①妊娠期の 栄養指導の充実	23	妊婦を対象に、母の健康と子どもの発育における食との関係についての指導を行います。	保健センター
②0歳児の 栄養指導の充実	24	乳児の保護者を対象に、離乳食の指導・相談を行います。	保健センター
	25	5か月から幼児食移行期までの乳幼児の保護者を対象に、適正な食品の選択や栄養バランスを考えた調理及び離乳食の進め方の講座を行います。	子育て総合支援センター
③乳幼児の 栄養指導の充実	26	乳幼児健康診査等において栄養相談を行い、保護者の食生活に対する不安を解消するとともに、子どもが基本的な食習慣を身につけるための助言・指導を行います。	保健センター
	27	休日乳幼児期相談において、子どもの成長に合わせた離乳食や食生活などの栄養相談を行います。	子育て総合支援センター
④園における 食に関する 指導の充実	28	「食育の日」のイベントや給食試食会を通じ、園児および保護者に対して、栄養や食生活について指導を行います。	子育て支援課
⑤学校における 食に関する 指導の充実	29	栄養教諭、学校栄養職員が給食の時間に各学級を巡回し、食べ方等の指導を行います。また、学級活動などで食に関する授業を行います。	学校教育課
	30	学校給食試食会を通じ、児童生徒及び保護者に対して、栄養や食生活について指導を行います。	学校給食センター

(3) 給食の充実

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①園における 給食の充実	31	給食でいろいろな食材、料理を提供し、好き嫌いせずバランスよく食べられるよう支援します。	子育て支援課
②学校における 給食の充実	32	食に関する指導を行う上で給食を「生きた教材」として活用し、食べ物と体の関係について指導を行います。	学校教育課
	33	旬の食材や地元の農産物を活用した献立を作成し、「生きた教材」を提供します。	学校給食センター

2 健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病を予防し、生涯にわたって生き生きと暮らすために、食生活の改善を指導し、健康寿命の延伸につなげます。

また、高齢者にとって「食べること」は楽しみや生きがいの面で重要であることから、生活の質が維持・向上できるように、「低栄養」や「虚弱（フレイル）」、「口腔機能の低下（オーラルフレイル）」の予防を推進します。

（1）生活習慣病の予防・改善

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①特定健康診査・後期高齢者健康診査の充実	34	「特定健康診査」・「後期高齢者健康診査」の積極的な利用を啓発します。	窓口サービス課
②生活習慣病予防事業の充実	35	特定保健指導を実施し、メタボリックシンドローム該当者の減少を目指します。	保健センター
③減塩等適切な食生活の普及	36	健康診査や健康教育を通じ、減塩や、主食・主菜・副菜を揃えた食事のとり方など、適切な食生活について啓発します。	保健センター

（2）高齢者の虚弱と低栄養の予防

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①高齢者の食育教室の充実	37	高齢者食育教室において、男性を対象に調理実習を行い、自立した食生活が行えるよう支援します。	保健センター
②高齢者の健康教育の充実	38	生活の質の向上を図るために、栄養、運動、口腔などの講座および健康教育を実施します。	保健センター
③配食サービスの推進	39	心身の障がい・疾病により調理をすることが困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者などに対し、食事を提供し在宅での自立した生活を促進します。	高齢介護課

基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める

1 食文化の伝承

栄養バランスに優れた「日本型食生活」を普及し、古くから育まれてきた貴重な食文化を継承します。

また、地元の農産物を周知するとともに、地域団体や農業関係者等と連携して、旬の食材や地元の農産物を使った料理の普及に努めます。

(1) 日本の食文化の普及

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①日本型食生活の普及	40	日本型食生活をテーマとした健康教育を実施し、市民の意識向上に努めます。	保健センター
	41	給食を通じ、伝統的な日本の行事食を体験し、日本の食文化の普及に努めます。	子育て支援課
	42	学校給食において和食や行事食の献立を提供し、日本の食文化の普及に努めます。	学校給食センター

(2) 地産地消の推進

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①地元の農産物の普及	43	地元の旬の食材を使用した体験講座を開催します。	市民活動推進課
	44	環境市民フェスティバルにおいて、食の地産地消を啓発します。	環境衛生課
	45	地産地消をテーマとした健康教育を実施し、地元の農産物が活用されるよう周知します。	保健センター
	46	ふるさと大垣科の時間に、地元の農産物の作り方等の学習を実施し、地元の農産物について理解を深めます。	学校教育課
②給食における地元食材の活用促進	47	給食に地元の農産物を取り入れて、地産地消に努めます。	子育て支援課
	48	給食時に地産地消のメニューを紹介し、地元の農産物の知識の普及に努めます。	学校教育課
	49	学校給食の食材として、県内産の農産物などの利用を促進します。また、献立表に大垣市産の食材を使った料理にするしをつけ、家庭へ周知します。	学校給食センター
③地元の農産物を活用した加工品の開発	50	農業者による6次産業化の取組みや、食品加工業者との連携による商品開発への支援を行います。	農林課
④地元の農産物の販売促進・情報提供	51	芭蕉元禄朝市や地域で開催される朝市の支援や周知を行います。	農林課

2 食と環境、食の安全

食生活が環境に及ぼす影響についての啓発に努め、環境保全についての身近な取組みを推進します。

また、食の安全・安心に関する情報提供と知識の普及に努めます。

(1) 食品廃棄物の低減

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食の環境を意識した食育の推進	52	教科の学習を通じ、食と環境の関係、日常的な食生活が環境に及ぼす影響について啓発します。	学校教育課
②食べ残しの低減	53	おいしい給食を提供し、食べ残しの低減に努めます。	学校給食センター

(2) 食の安全・安心の確保

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食の安全に関する情報提供と知識の普及	54	食の安全に関する正しい知識・情報をホームページや広報に掲載し周知します。	保健センター
②安全・安心な農作物の生産体制の強化	55	減農薬、減化学合成肥料による栽培など、環境にやさしい農業を促進します。	農林課

3 地域における食育活動の推進

食育に関する知識や技術を有するボランティアの育成や、食農体験の協力者等の発掘に努めるとともに、食育に関する地域活動を推進します。

(1) 食育を推進するための人材育成

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食育ボランティアの育成	56	食生活の改善、伝統食の普及など、地域において食育の取組みを推進する食育ボランティアの育成に努めます。	保健センター
②食農体験の協力者の発掘	57	地域組織などを通じ、食農体験の協力者の発掘に努めます。	農林課

(2) 食育に関する地域活動の推進

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①食育に関する地域活動の推進	58	食育ボランティアなどが行う地域の食育活動を推進します。	保健センター

4 食農体験の推進

農業を体験することにより、自然に親しみ、栽培や収穫を楽しむとともに、消費者と生産者との交流を進め、農業にふれあう機会を提供することにより、食農体験の充実を図ります。

(1) 農業にふれあう機会の充実

具体的な施策	No.	事業内容	担当課
①市民農園等の充実	59	市民が自然に親しみ、農作物の栽培や収穫を楽しむことができる市民菜園の充実を図ります。また、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場として、高齢者健康農園の充実を図ります。	農 林 課
	60	野菜を作る喜び、食べる楽しみを体験することができる南一色公園「ふれあい農園」の充実を図ります。	都市施設課
②体験学習の充実	61	農業とのふれあいの場を提供し、自然の恵みや農業の重要性を認識してもらい体験学習の充実を図ります。	農 林 課
③生産者との交流の充実	62	食に関するイベントなどでの販売を通じ、消費者と生産者との交流を図り、農業や食について理解を深める取組みを推進します。	農 林 課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の目標

前章に掲げた取組みを推進するにあたり、次の目標を設定します。

基本目標Ⅰ 食育を通して豊かな心を育む

指 標 項 目		基準値（平成28年度）	目標値
農業体験のある子どもの割合	幼 児	59.9%	70%以上
	小 学 生	53.0%	70%以上
	中 学 生	64.9%	70%以上
好き嫌いのある子どもの割合	幼 児	41.7%	35%以下
	小 学 生	29.2%	28%以下
	中 学 生	34.9%	28%以下
家族全員で夕食をとる割合（週1日以上）		81.3%	85%以上

基本目標Ⅱ 食育を通して健康な体をつくる

指 標 項 目		基準値（平成28年度）	目標値
朝食の欠食	20歳代男性	32.1%	30%以下
	20歳代女性	30.6%	25%以下
	幼 児	5.0%	0%
	小 学 生	5.4%	0%
	中 学 生	8.0%	0%
メタボリックシンドローム該当者の割合*1		16.2%	16%以下
給食の満足度	小 学 生	93.2%	95%以上
	中 学 生	85.2%	90%以上

基本目標Ⅲ 食育を通して地域づくりを進める

指 標 項 目		基準値（平成28年度）	目標値
地域の農産物を知っている人の割合		74.0%	80%以上
食べ残しを減らす努力をしている人の割合*2		74.9%	80%以上
食育への関心		69.0%	75%以上

幼 児：3～5歳 小学生：4年生 中学生：2年生

*1：特定健康診査における該当者の割合 *2：食べ残しを減らす努力を「している」「ときどきしている」を合わせた割合

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、食育に係わる関係機関・団体等による「大垣市食育推進会議」において、食育に関わる取組みや計画の進捗状況について協議するとともに情報交換や連絡調整を図り効果的に計画を推進します。

3 計画の実践

この計画は、家庭における食育を推進し、それを地域全体で支援しようとするものです。行政はもちろん、家庭、地域住民、ボランティア、学校、生産者、企業、関係団体等が、それぞれの役割を果たし、多岐にわたる食育活動をより効果的・効率的なものにするため、協働で取組みを推進していけるよう働きかけていきます。

資料

1 用語解説(五十音順)

オーラルフレイル

高齢になって口腔の筋肉や活力が衰え、歯・口の機能が虚弱になることです。

共食（きょうしょく）

「共食」（きょうしょく）とは、共に生活している人々と食行動を共にすることを指します。家族と食事を共にする「共食」は、食を通じた家族とのコミュニケーションを深め、食事のマナー、食べ物を大切に作る心など様々なことを学ぶ時間になります。

健康寿命

一生涯（平均寿命）のうち、日常生活で支援や介護を要しない、自立して生活できる期間のことです。

孤食（こしょく）

一人で食事を摂ることです。特に、孤独を感じるような一人での食事のことです。

個食（こしょく）

家族がそれぞれ別のメニューの食事を摂ることです。

食育

食育基本法には「食育」の定義規定は設けられていませんが、前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」とし、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」が求められているとされています。また、国の食育推進基本計画においては、我が国の食をめぐる現状が危機的状況にある中、「このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組みが食育である」としています。なお、「食育」という言葉は、明治時代に発行された石塚左玄著「食物養生法」（明治31年）、村井弦齋著「食道楽」（明治36年）の2冊の書籍に用いられており、その重要性を述べています。しかし、その後しばらくの間「食育」という言葉が世間で広く使われることはなかったようです。

食育月間

食育を国民運動として推進していくためには、国や地方公共団体はもとより多くの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要であり、このような観点から、基本計画において、毎年6月を「食育月間」とすることが定められました。また、継続的に食育推進活動を展開し、定着を図るため毎月19日を「食育の日」と定めています。

食育ボランティア

郷土料理や伝統食の作り方、食を通じた健康づくり、地域の農産物の知識や育て方などについての専門的な知識を有し、学校や地域において食育に関する活動を行うボランティアです。

食農

農林漁業に関する体験活動を通じて、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深め、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めることです。

生活習慣病

成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病と呼ばれていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という新たな概念が導入されました。

総合的な学習の時間

地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動を行い、国際理解、情報、環境、福祉、健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間です。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することをいいます。朝市や直販所において販売され、学校給食などに地元の野菜を用いるなどの取組みが進められています。新鮮であること、生産者の顔がみえるため安心・安全であること、さらには輸送による環境負荷が少ないことなどから各地域で推進されています。

低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態で、健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指します。

一般に高齢になると、食事の量が少なくなり、あっさりしたものを好むようになるため、食事に偏りが生じ低栄養状態になりやすくなります。低栄養は、血清アルブミンの値が一定以下になっているか、また体重がどれくらいの割合で減少しているかといったことから判断されます。

特定健康診査・特定保健指導

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療82確保法）」に基づき、医療保険者が40～74歳の加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目（腹囲、血糖、脂質、血圧、喫煙など）により実施する健康診査を特定健康診査といい、この結果により健康の保持に努める必要のある人を対象として行う保健指導を特定保健指導といいます。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓への脂肪の蓄積を原因とする複合型生活習慣病。メタボリックシンドローム、代謝症候群とも呼ばれます。1つ1つは病気ではないが、肥満、高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症、高血圧、耐糖能異常（高血糖）が重なっている状態をいいます。平成17年4月に日本内科学会等から発表された内臓脂肪症候群の診断基準によると、必須条件として腹囲（へその位置）が男性85cm以上、女性90cm以上であり、かつ①血清脂質異常（中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満）、②血圧高値（最高血圧130mmHg以上、または最低血圧85mmHg以上）、③高血糖（空腹時血糖値110mg/dl以上）の3項目のリスクのうち2項目以上を有する場合を内臓脂肪症候群と診断するとしています。

特定保健指導の対象者は、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上、または腹囲は基準内であるがBMIが25以上の人のうち、①血圧（収縮期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上）、②脂質（中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl以下）、③血糖（空腹時血糖値100mg/dl以上またはHbA1c5.2%以上）のリスクのいずれかに該当する人です。

特定保健指導は、年齢やリスクの項目数によって動機づけ支援または積極的支援に階層化されて実施されています。

日本型食生活

栄養バランスに非常に優れた昭和50年代半ば頃のわが国の食生活を指しています。

ごはんを主食として、魚介、大豆製品、野菜など、昔から日本で食べられてきた食材に、肉や乳製品などの欧米型の食材が加わり、栄養バランスがよく、健康的な食事であると評価されています。

BMI（Body Mass Index）

ケトラー指数の別名。世界共通の肥満度の指標となっています。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div [\text{身長 (m)}]^2$ の算式で求めます。BMI 22が標準であり、BMI 25以上が「肥満」、18.5未満が「やせ」とされます。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態です。

6次産業化

農業生産から加工、販売までを総合的に行うことです。

ローレル指数（Rohrer Index）

身長と体重の関係から、肥満度を測定する指標で、児童・生徒の肥満の程度を表す指標として用いられます。ローレル指数 = $\text{体重 (kg)} \div [\text{身長 (cm)}]^3 \times 10,000,000$ の算式で求めます。ローレル指数が130程度で標準的な体型とされ、プラスマイナス15程度に収まっていれば標準とされ、プラスマイナス30以上となると、太りすぎ・やせすぎと判断されます。

2 関係法規等の概要

食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

第3次食育推進基本計画（平成28年3月策定）の概要

計画の期間

平成28年度～32年度までの5年間

重点課題

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

食育の推進の目標に関する事項（目標値：平成32年度までの達成を目指すもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加
《現状値》75%⇒《目標値》90%以上
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数の増加
《現状値》9.7回⇒11回以上
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加
《現状値》64.6%⇒70%以上
- (4) 朝食を欠食する国民の割合の減少
《現状値》子ども4.4%、20歳代～30歳代男女24.7% ⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男女15%以下
- (5) 中学校における学校給食の実施率の増加
《現状値》87.5%⇒《目標値》90%以上
- (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加
《現状値》25.8%⇒《目標値》30%以上
学校給食における国産食材を使用する割合の増加
《現状値》77.1%⇒《目標値》80%以上
- (7) 栄養バランス等に配慮した食生活を実践する国民の割合の増加
《現状値》57.7%⇒70%以上

- (8) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合の増加
《現状値》69.4%⇒《目標値》75%以上
- (9) ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加
《現状値》49.2%⇒55%以上
- (10) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
《現状値》34.4万人⇒《目標値》37万人以上
- (11) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加
《現状値》36.2%⇒《目標値》40%以上
- (12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加
《現状値》67.4%⇒80%以上
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加
《現状値》41.6%、20歳代～30歳代49.3%⇒50%、60%以上、
- (14) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加
《現状値》72%、20歳代～30歳代56.8%⇒《目標値》80%以上、20歳代～30歳代65%
- (15) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加
《現状値》75%⇒100%

食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

第3次岐阜県食育推進基本計画（平成29年3月策定）の概要

食育の目的と重点世代

目的：心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現

重点世代：次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期

3つの基本方針

- 1 多様な暮らしを支える食育の推進
- 2 食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進
- 3 社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開

計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間。

5つの目標を達成するための取組

- 1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
 - ①生活習慣病の予防・改善のための食育推進
 - ②食から始める働き盛りの健康管理
 - ③いきいきと元気に暮らすための食生活
 - ④地域における体験学習の提供
 - ⑤学校における食育の充実
 - ⑥楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園の食育
 - ⑦子供の貧困対策としての生活支援
- 2 楽しく食事をする習慣を身につける
 - ①食を中心とした楽しい家庭づくり
 - ②楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園での共食の推進
 - ③学校における共食の推進
 - ④地域等での共食の推進
- 3 食の安全性を理解した行動ができる
 - ①食の安全・安心
 - ②農林生産の担い手の育成・確保
 - ③安全・安心な農産物の生産体制の強化
 - ④生産基盤の整備
- 4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
 - ①地域の食文化の発掘・継承と伝承
 - ②学校給食を活用した郷土料理等の提供
 - ③学校給食における県産食材の利用促進
 - ④食品関連事業者等との連携強化

⑤朝市・直売所の活動支援

5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちが持てる

①農林漁業体験を通じた農山村の交流促進

②食の循環や環境を意識した食育の推進

食育推進体制

家庭、職場及び地域社会、学校、保育所等やボランティア団体、食品関連事業者、農林水産業者等あらゆる関係機関が、それぞれの特性を活かし、様々な分野において力を出し合い、食育を県民運動として推進します。

関係者の役割

- 県民・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭、職場及び地域社会や学校、保育所等において、生涯にわたる健全な食生活の実現にむけて主体的に取り組めます。
- 子供の保護者・・・・・・・・・・家庭が食育の推進において重要な役割を担うことを認識し、子供への食育を推進するとともに、健全な食生活の実現を図るように努めます。
- 教育関係者・・・・・・・・・・家庭や地域等との連携を図りながら、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、積極的に食育を推進します。また、学校給食に地場産物を積極的に使用し、食に関する指導の生きた教材として活用します。
- 農林水産業者・・・・・・・・・・農林水産業についての様々な体験学習の機会を提供し、自然の恩恵と食べ物の生産過程、その生産に関わる人々の活動の重要性について県民の理解を深めるように努めます。
- 食品関連事業者・・・・・・・・・・食育に関する様々な体験学習の機会や食に関する情報の提供を行います。また、食品の安全性の確保及び適正な食品表示に取り組めます。
- 保健・医療・福祉関係者・・・・他団体と連携し、あらゆる機会や場所を利用して、健康や食に関する指導、情報提供を積極的に推進します。
- 職域保健関係者・・・・・・・・・・事業者(人事労務担当者、職場管理職等)が従業員の健康や食育を価値あるものと考え、地域と連携し職場における食育、健康支援に積極的に取り組めます。
- 県・・・・・・・・・・・・・・・・・・食育が、全ての世代を対象とし、食の生産から消費までのあらゆる場面を視野に入れて実践されるように施策を総合的かつ計画的に推進します。また、県民一人ひとりが食育を実践するために、関係機関・団体と連携を深め、県民運動として食育の取組みが展開されるように努めます。

3 計画の作成経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 6 月 ~ 8 月	市民アンケート調査
平成 29 年 3 月 17 日	第 1 回 ワーキンググループ会議
平成 29 年 5 月 31 日	第 1 回 大垣市食育推進委員会幹事会
平成 29 年 6 月 20 日	第 1 回 大垣市食育推進委員会
平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回 大垣市食育推進会議
平成 29 年 8 月 31 日	第 2 回 ワーキンググループ会議
平成 29 年 10 月 10 日	第 2 回 大垣市食育推進委員会幹事会
平成 29 年 11 月 1 日	第 2 回 大垣市食育推進会議
平成 29 年 11 月 27 日	第 2 回 大垣市食育推進委員会
平成 29 年 12 月 15 日	議会へ報告
平成 29 年 12 月 20 日 ~ 平成 30 年 1 月 19 日	パブリックコメント募集
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回 大垣市食育推進委員会幹事会
平成 30 年 1 月 31 日	第 3 回 大垣市食育推進会議
平成 30 年 2 月 20 日	第 3 回 大垣市食育推進委員会
平成 30 年 3 月 19 日	議会へ報告

4 大垣市食育推進会議

(1) 大垣市食育推進会議設置条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、大垣市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条の規定に基づき、大垣市食育推進計画を作成及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、食育の推進に関する重要事項について審議及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 食育推進会議の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 食育に関して十分な知識と経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体から推薦された者
- (3) 地域社会活動に関係する団体から推薦された者
- (4) 公募の委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 食育推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、食育推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、福祉部において行う。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(2) 大垣市食育推進会議委員名簿

団体 ・ 役職名	氏 名	備 考
岐阜大学名誉教授	長 野 宏 子	会 長
大垣市医師会 理事	安 田 東 始 哲	委 員
大垣歯科医師会 理事	近 藤 裕 之	〃
大垣薬剤師会 会長	松 本 正 平	〃
大垣市連合自治会連絡協議会 監事	奥 田 武 久	〃
大垣市女性連合会 副会長	豊 田 和 代	〃
大垣商工会議所 専務理事	成 瀬 重 雄	〃
大垣市食生活改善協議会 会長	藤 井 和 子	〃
大垣市 PTA 連合会 母親代表	松 山 昌 代	〃
大垣市民生委員・児童委員協議会 常任幹事	早 野 洋 美	〃
大垣市スポーツ推進委員協議会 副会長	川 地 恵 美 子	〃
大垣市農業生活改善グループ連絡協議会 会長	長 澤 悦 子	〃
大垣地区地域活動栄養士協議会 代表	河 村 幸 子	〃
公募委員	安 田 緑	〃
公募委員	伊 藤 義 隆	〃

任期：平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日

5 大垣市食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 健全な食生活を実践できる人を育てる食育の推進に向けて、望ましい食環境づくりを協働で推進するため、大垣市食育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 食育推進計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他推進委員会が必要と認める事項。

(委員)

第3条 推進委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長の指名する者をもって組織する。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、福祉部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見若しくは説明等を聴き、又は関係課等の長に対し、資料、情報等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会を補助し、具体的な検討を行うため、大垣市食育推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者及び幹事長の指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、保健センター所長をもって充て、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見若しくは説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画等の策定に当たり、効率的に効果ある資料の収集及び調査研究を行うため、大垣市食育推進委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、前条第2項に掲げる幹事の所属する課等の者で、該当所属長に推薦された者をもって組織する。

(事務局)

第8条 推進委員会、幹事会及びワーキンググループの事務局は、保健センターに置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（委員長）	教育長	技監
企画部長	総務部長	かがやきライフ推進部長
上石津地域事務所長	墨俣地域事務所長	生活環境部長
福祉部長	子育て支援部長	経済部長
建設部長	水道部長	都市計画部長
議会事務局長	教育委員会事務局長	市民病院事務局長
消防長		

別表第2（第6条関係）

秘書広報課長	地域創生戦略課長	財政課長
まちづくり推進課長	市民活動推進課長	環境衛生課長
社会福祉課長	高齢介護課長	窓口サービス課 保険年金・医療課長
保健センター所長	子育て支援課長	子育て総合支援センター所長
商工観光課長	農林課長	教育委員会 教育庶務課長
教育委員会 学校教育課長	教育委員会 社会教育スポーツ課長	教育委員会 南部学校給食センター所長

大垣市第3次食育推進計画

「食」が育む 豊かな心 健康な体 家庭と地域

平成30年3月発行

発行者 大垣市

編集 保健センター

大垣市東外側町2丁目24番地

〒503-0903 TEL 0584-75-2322